

8 専門学校別科生を本科生に編入する時期及びその取扱  
方中央大学より伺に付私立専門・実業専門学校へ通牒

〔大正十五年二月〕

〔注記1〕

大正十五年一月八日

中央大学幹事天野徳也 ㊦

文部省専門学務局長殿

専門学校別科生ノ取扱ニ関スル件伺

専門学校別科生ニシテ最終学年ノ途中又ハ卒業期ト同時ニ専門  
学校〔<sup>加筆</sup>令〕第五条ノ資格ヲ得タル者ニ対シ直チニ試験ノ上正科ニ  
編入シ正科卒業者トシテ卒業証書ヲ交付スル向モ有之ヤニ聞キ  
及ヒ候ヘトモ右取扱方ハ差支ナキモノニ候哉疑義ヲ生シ候ニ付  
此段御伺申上候也

〔注記2〕

〔朱書〕  
〔参考〕

専門学校令抄

第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上  
ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモ  
ノト検定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美  
術音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル〔<sup>加筆</sup>専門〕学校ニ就テハ文部  
大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

公立、私立専門学校規程抄

1) 札 (下)

第八条 専門学校ニ於テ本科生ヲ入学セシムルハ毎年一回ト  
 ス其ノ期間ハ三十日以内トス但シ学科課程相同シキ専門学校  
 間ニ於ケル生徒ノ転学ニハ本文ヲ適用セス専門学校ノ本科第  
 二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ本科第一学年ニ入学スルコ  
 トヲ得ル資格ヲ有シ且前各学年ノ学科課程ヲ卒リタル者ト同  
 等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ学年級ヲ設ケサル専門学校ニ就  
 キテモ亦之ニ準ス  
 前項入学者ノ学力ハ総ヘテ試験ニ依リ之ヲ検定スヘシ

〔朱書〕〔注記3〕〔朱書〕  
 〔発専〕一七〔号〕

(注記4) 大正十五年一月十二日

(注記5) 学務課長 (赤間) 印  
 専門学務局長 (栗屋) 印

- 工業及補習教育課長 (木村) 印
- 農業教育課長 (河原) 印
- 商業教育課長出張中 (森田) 印 (前野) 印
- 実業学務局長 (花押) 印
- 督学官 (森岡) 印
- (小菅) 印 (豊田) 印
- (有原) 印 (丸岩) 印
- (久保) 印 (須川) 印
- (川見) 印 (水口) 印
- (大石) 印 (土屋) 印
- (水井) 印 (西川) 印

(注記6) 専門学校別科生ヲ本科生ニ編入スルノ時期及其ノ取扱方ニ  
 関スル件通牒案

年月日 両局長名  
 私立専門実業専門学校長宛

専門学校別科生ヲ本科生ニ編入スルノ時期及其ノ取扱方ニ  
 関スル件  
 専門学校ノ別科生(特科生、第二種生)ニシテ其ノ学年ノ途中  
 又ハ卒業期ト同時ニ専門学校令第五条ノ資格ヲ得タル場合等ニ  
 於テ之ヲ直ニ本科生(第一種生)トシテ編入セントスル向モ有  
 之ヤニ聞キ及ヒタル処右ハ必ス毎学年開始ノ時期ニ於テ之ヲ編  
 入シ且各学科目ニ付前各学年終了程度ノ試験ヲ行ヒ之ニ合格シ  
 タル者ニ限り本科生トシテ編入セシムヘキ義ニ付嚴重ニ励行相  
 成度此段依命通牒ス

案

年月日 局長

中央大学幹事宛  
 専門学校別科生ノ取扱ニ関スル件

(注記7) 本年一月八日付伺標記ノ件ハ本年二月二日発専一七号通牒ニ就  
 キ委曲御了知相成度此段回答ス

御多忙中恐入候へども別封川添(抹消)〔氏〕照会ノ資格有無御審査  
 の上当事務所宛御回答被下度候

大正十四年九月十九日

高等試験事務所

小管属殿  
 〔朱書〕〔備考〕本件ハ口頭ニテ回答致シ可然歟

前略御免下扱

私儀私立大学専門部別科在学中の者ニして同時に甲種実業学校在学中の者であります。甲種実業学校卒業と専門部卒業と同一年度になりし場合ニ於て学校当局は若し正科(生)生と同じく語学其他正科生としての必須課目を受験して之れニ合格する時は正科生として卒業さすとの事であり、斯る場合ニ於て予備試験を免余せられませらるや否や不明ニ付御多忙中堪だ恐れ入りますが御回答下され度三銭切手封入の上御願ひ申上ます。

大正十四年九月十六日

内閣法制局御中

森山千満喜

〔往信表〕  
御多忘中恐れ入りますが左の件御伺ひ申上げます

一、私立大学専門部特科(別科)(中等学校卒業シナイ者)学生で卒業と同じ年の三月に他の中等学校を卒業すれば正科学生として高等文官試験の予備試験を免除されますか、つまり特科学生が、中等学校卒業と専門部卒業と同(当)時に了った時は高文予備試験は免除されますか

〔返信表〕

大阪市西区江戸堀下通二丁目一四五

林 秀穂殿

〔往信表〕  
東京市日比谷

衆議院内

高等文官試験事務所御中

九月十日

大阪市北区浪花町二四

鳥山與一郎

(注記9)  
(消印2)

〔往信表〕  
拝啓各位益々御清栄之段奉賀候

陳者各位御多忙中甚た恐縮之至りに御座候得共左記事項ニ付乍御手数御回答相煩度此段得貴意候也

記

一、高文受験ニ干シ、目下某私立大学専門部ニ在籍中ノ者ニシテ、特科生ナルカ三月同校ヲ卒業ト同時(三月)ニ他ノ

(下 札 2)

(注記8)  
(消印1)

〔表紙〕

〔朱書〕  
専門学校別科生ヨリノ質問書

- 1、大阪—林 秀穂
- 2、大阪—鳥山與一郎
- 3、東京—森山千満喜

〔往信表〕

東京市衆議院内

高等文官試験委員事務室御中

大阪市西区江戸堀下通〔抹消〕〔加筆〕  
〔抹消〕〔二丁目〕一四五

林 秀穂

」

文部省認可済ミノ甲種商業学校全科ヲ卒業スル場合ニハ高  
文予備試験ヲ免除相成候也〔正科生ト同一資格ヲ以テ〕

〔封筒裏〕  
〔麴〕町区元衛町

文部省内  
専門学務局御中

〔封筒裏〕  
神田区表猿楽町一〇番地

森田仁四郎方

森山千満喜

拝啓愈御清勝奉賀候扱て御多忙中甚だ御手数にて恐入候得共左  
記事項質問仕候間折返し御回答相煩し度御願申上候

一、私立大学専門部（マカ）（高等学校及予科同等以上と認定されたる  
もの）特科生は正科生としての必須科目の合格を致せし者

特科卒業（授業は勿論試験も正、特、の区別なく施行せら  
るるものなり）する迄に中学卒業及同等ノ資格を得た場合  
には正科卒業の適用ヲ受くる事可然なりや

若し右の場合に於て該学校に於て正科卒業者と為せし時は  
それは有効なる者に御座候哉某学校は斯の如き場合は正科  
取扱を為す由を申居り候も如何なるものに御座候也

要之するに、特科卒業までに正科に必要科目を合格し而し  
て中等学校の資格を得た場合には正科の取扱を受けても敢

〔注記10〕

て無効では無いと考へ候も如何なるものに御座候哉御手数  
乍御伺申上候 勿々

大正十四年十月十五日

森山千満喜

返信料三銭切手同封仕置候

文部省専門学務局御中

〔注記1〕

〔文部省 大正15・1・9 学専2号〕

〔注記2〕

〔四一〕（簿冊内件名番号）

〔注記3〕

〔例規類集材料〕〔安積〕〔スミ〕

〔注記4〕

〔至急〕

〔注記5〕

〔文部省 発専17〕〔裁決定 2月1日〕

〔注記6〕

〔二月二日 發送済〕〔高下〕〔印〕

〔注記7〕

〔文部省 学専2〕

〔注記8〕

〔朱書〕  
〔1〕

〔注記9〕

〔朱書〕  
〔2〕

〔注記10〕

〔朱書〕  
〔3〕

(下札1)

「種別よ一／聊繫／登録追加／件名 中央大学伺 私立専門実業  
専門へ通牒 専門学校別科生ヲ本科生ニ編入スル時期及其ノ取扱  
方／番号発專二七／結了年月日〔昭〕〔大〕一五 二、二／保存年限  
ムキ／枚数4」

(下札2)

「内閣法制局内 高等試験事務所へ 御廻しヲ乞う 衆議院庶務  
課」

(消印1)

「市内／14・9・10／后6／8」

(消印2)

「大阪中央／14・9・10／后9／10」

〔自大9年至15年 学生生徒総規 第1冊〕  
文部省⑨ 3A, 32—6, 2450